

入来院のこと



弁護士・みぞぐち法律事務所

溝口 敬人

私とどうつながるのかが全くわからなかった。

ところが、数年前に鹿児島に初めて行く機会があり、入來の地（薩摩川内市入來町）を訪ねた。そこは、入來麓の武家屋敷群が残っており、城という城跡も残っていた。入來郷土館があると聞いていたので訪ねると、館長が館内を案内してくれた。貴重な郷土の資料が展示されており、中でも赤い鮮やかな陣羽織があり、背に私の家紋と同じ「唐草十文字」の家紋が付いていて、こんな派手な陣羽織を着て鹿児島に出入りしていたのかと思うと嬉しくなった。館内に入來院の系図が大きく張り出されており、右側の初代の定心のところは私が知っているとおりだった。館長が系図を右から左に説明してくれたが、左端のところを見てびっくりした。祖父・萬五郎の名前が出ていたのだ。館長に祖父である旨を話すと、館長も驚いたようで、系図の縮小版

1

私の父方が鹿児島島の氏であると父や叔父から聞いており、叔父からは100頁近く及ぶ「平姓入來院氏系図」の写しをもらっていた。その系図は漢文で書かれており断片的にしか内容を理解できなかったものの、宝治元年（1247年）に渋谷国重の長男・光重が戦功により將軍家から薩摩北部の広大な領地を得て、6人の子のうち長子を相模の本国に残し、次男から六男を薩摩に下向させ、五男・定心が入來院の祖であることはわかった。しかし、26代当主の入來院の寛政5年（1793年）の出来事で終わっているため、

のコピーをもつてきてくれた。

これを機に入来院のことを調べてみると、昭和5年（1930年）に『入来村史』が発刊され、昭和39年（1964年）に『入来町誌（上巻）』が発刊されていることがわかった。早速、入手した。いずれにも入来院の系図が掲載されており、萬五郎は、27代当主定経の末子とある。しかし、萬五郎が明治7年（1874年）生で、定経は嘉永4年（1854年）に没しており、萬五郎は実は定経の嫡男（28代当主定極）の子で、明治20年（1887年）頃に溝口家の養子となっている。萬五郎は昭和21年（1946年）に亡くなっていて、私はほとんど知らなかったが、漢学の造詣が深く、明治中期に入来の清色小学校の教師を勤めたとある。

『入来村史』は文語文で書かれており、読みにくいが必要を得て簡潔である。渋谷重国は

相模の渋谷庄を本拠とし「頼朝に仕へ、武名大に顕はれたり」とある。なかなか魅力的な人物である。平治の乱（1160年）で敗れて所領を失った佐々木秀義とその子ら（定綱、経高、盛綱、高綱）が、藤原秀衡を頼つて奥州へと落ち延びる途中、重国が渋谷庄に引き留めて20年庇護し、秀義を娘婿に迎えている（その間の子が義清）。治承4年（1180年）の頼朝挙兵では、佐々木兄弟は頼朝に従ったが、重国は平氏に対する旧恩から平家方の大庭景親の軍に属した。頼朝が石橋山の戦いで敗れると、景親が重国のもとを訪れ、頼朝に従った佐々木兄弟の妻子を捕らえるよう要請する。これに対し、重国は、次のように述べて拒否した。彼らは年来の芳約があつて扶持を加えてきた。しかし、旧恩のため源家に参じるのを禁ずる理由はない。重国は景親の催しにつき外孫義清を相具して石橋に参じ

たのに、その功を思わずに、定綱らの妻子を捉えよとの命を受けるのは本懐ではないと。景親はその理に伏して帰った。夜になって佐々木兄弟が戻ると、重国がかくまってもてなした『吾妻鏡』治承4年8月26日。『平家物語』には、佐々木四郎高綱が梶原を馬の腹帯で出し抜いて宇治川先陣を遂げ、佐々木三郎盛綱が浅瀬案内を口封じに殺して藤戸の先陣を遂げた機略が語られている。

重国の長男・光重の時に、宝治元年（1247年）の宝治合戦（三浦氏の乱）で北条時頼に味方し、その勲功で薩摩北部の領地を与えられた。光重は、「当時北条氏執権職を以て威権を専らにし、幕府の功臣往々剪除せられるもの多かりしかば、其の機を察し、子孫の為に謀らんには遼遠の地に回避するに如かず」として、長子を本国に残し、その弟5人を薩摩に下向させ、それぞれ家名を建て

させた。その内の五男・定心が入来院の祖である。この下向は、村が移動する位のイメージが実態に近いということ、少なくとも50家500人程度が共に行動し、5人兄弟での移住では少なく見ても2500人を含む集団となったということである（小島摩文編『新薩摩学―中世薩摩の雄 洪谷氏―』321頁「三木清著」）。移動の道筋は、東海道を進み、瀬戸内海航路を使い、海路で九州に西側を回って川内川の河口に上陸したと推定されている。

定心は、宝治2年（1248年）に入薩した後、直ぐに名主・寄田信忠から相論（裁判）を鎌倉に起こされ、建長2年（1250年）4月に、北条時頼及び重時の連署の裁許状が下されている。これは、名主の信忠が新地頭の定心に起請文を差出し服従を誓ったにもかかわらず、定心の下風に立つことを喜ばず、

幕府に訴えたものであるが、定心の勝訴である。裁許状が入来院家文書（82号文書）に残されている。漢文の古文書で、あまりがあるかもしれないが何とか読み解いてみた。

裁許状の冒頭の一字下げた2行がという標題である。3行目は「右対決之」に続き、「如信忠申者」（信忠の申す如く）から訴人（原告）信忠の言い分が記載されている。9行目に「如定心申者」（定心の申す如く）から論人（被告）の言い分が記載されている。そして、12行目の「」の次（4文字目）の「爰如定心所進」（定心所進の如く）以下が裁判所の判断であり、16行目の中程の「」以下が判決主文である。

「然則」の次を書き下し文にすると、「彼名主職においては、秀胤を任ずる時の例、信忠の起請文により、地頭進退なすべきの状、鎌倉殿により、下知の如し」といったところ

だ。先に千葉秀胤が地頭となって横領したとする時に訴訟をせず、また起請文を定心に書き与えており、定心の言い分に理があるとした。この裁許状は、入来院が、その後600年に及んで治める基礎となったものといえる。

13世紀半ば頃は、相模の領地から南九州の地まで村人総出の500人以上にもなる大移動が平穩にされており、また、新地頭に関する争いが実力行使でなく裁判での解決が図られており、一応の安定が見られた時代であったのであろう。

